

燃ゆる感動かごしま国体阿久根市売店設置運営要項

1 目的

この要項は、燃ゆる感動かごしま国体阿久根市歓迎接伴基本計画に基づき、燃ゆる感動かごしま国体において阿久根市で開催される競技会に参加する選手、監督、役員、視察員、報道員その他関係者及び一般観覧者の便宜を図るため、燃ゆる感動かごしま国体阿久根市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店の設置及び運営に関し必要な事項を定める。

2 設置場所、設置期間及び開設時間

(1) 設置場所

売店の設置場所は、阿久根総合運動公園内で実行委員会が定めた場所とする。

(2) 設置期間

売店の設置期間は、競技会の競技開始日から終了日までとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

(3) 開設時間

売店の開設時間は、開会行事又は競技開始1時間前から競技終了又は閉会行事終了後30分までとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

3 出店数、出店位置及び面積

出店数及び出店位置は、実行委員会が決定する。面積は、原則として1ブース当たり、20㎡（2間×3間のテント）以内とする。ただし、出店状況等を勘案し実行委員会においてこれを調整することがある。

4 出店設備

実行委員会が準備する売店出店に伴う設備等は次のとおりとし、その他必要なものについては、各出店者で準備するものとする。なお、実行委員会の許可を受けて火気又は燃料等危険物を使用する出店者にあつては、必要に応じて阿久根地区消防組合に届出をするとともに、ブース内に必ず消火器を設置しなければならない。

- (1) テント（2間×3間）1張以内
- (2) 長机6台以内
- (3) パイプイス4脚以内

5 販売品目

(1) 国体関連グッズ

国民体育大会標章又は燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会のマスコット「ぐりぶーファミリー」を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会実行委員会の使用承認を得ているものであること。

(2) スポーツ用品

(3) 郷土物産品

(4) 飲食物（アルコールを除く。）

ア 製造加工品

食品衛生法令に規定する営業許可施設等において製造・加工された物で、容器包装等により衛生的な措置が講じられ、かつ、法令等の規定に基づく適正な表示がなされているものであること。

イ 現場調理品

あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱調理等を行うものであること。

(5) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等製品（以下「障がい者就労施設等製品」という。）

(6) 宅配便

(7) その他実行委員会が必要と認めた物

6 出店者条件

売店の出店者は、次の(1)及び(2)に掲げる条件を満たした者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 原則として、市内に店舗を有している者

イ 過去の国体において出店実績がある者

ウ 国体関連グッズ、スポーツ用品、郷土物産品、飲食物、障がい者就労施設等製品又は宅配便に係る関係団体等

エ その他実行委員会が必要と認めた者

(2) 次の条件のいずれにも該当する者

ア 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

イ 法令等に違反して過去1年間処分を受けていないこと。

ウ 出店者の役員等（個人である場合にあってはその者を、法人である

場合にあってはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者をいう。)が、阿久根市暴力団排除条例(平成24年阿久根市条例第24号)第2条第2号に規定する者(以下「暴力団員等」という。)でないこと。

- エ 販売員等として暴力団員等を使用し、又は雇用していないこと。
- オ 保健所での手続が必要な飲食物販売の出店者については、過去1年間食中毒発生の事故歴がないこと。
- カ 現場調理品を取扱う者については、市内に店舗を有しているもの。
- キ 申請時に租税の滞納がないこと。
- ク 申請時に1年以上営業を継続している者
- ケ その他関係法令等に適合していること。

7 経費の負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、次の表に定める額を出店料として負担するものとする。ただし、実行委員会が認めたときは、この限りでない。

区 分	規 模	出店料(税抜)
阿久根市内に店舗を有する者	1ブース	2,000円/1日
上記以外の者	1ブース	3,000円/1日

- (3) (2)の規定に関わらず、次のいずれかに該当するものについては、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとするものは、売店出店料免除申請書(第6号様式)を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対し、出店料免除決定通知書(第7号様式)を発行する。

ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(平成24年法律第50号)に規定する障害者就労施設等

イ 国又は地方公共団体

ウ ア及びイに掲げるもののほか、実行委員会において特に必要と認めるもの。

- (4) 出店者は、指定する期日までに、出店料を別途指定する口座に振り込むこととする。この場合において、振込手数料は、出店者の負担とする。
- (5) 既に納めた出店料は、返還しない。ただし、実行委員会が必要であると認めたときは、この限りでない。

8 出店申請

出店希望者は、売店出店申請書（第1号様式）に次の掲げる書類を添えて、実行委員会に提出するものとする。

- (1) 売店出店概要書（第2号様式）
- (2) 売店従事者名簿等予定表（第3号様式）
- (3) 誓約書兼承諾書（第4号様式）
- (4) その他実行委員会が必要と認めたもの

9 申請期間

実行委員会が別に定める期日から、次に掲げる日までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

- (1) 燃ゆる感動かごしま国体 2023年7月31日（月）

10 出店者の選定

実行委員会は、本要項に基づいて審査し、適当であると認めた者を出店者として選定する。ただし、出店申請者が実行委員会の決める出店数を超える場合、次のいずれかに該当するものを優先して選定する。

- (1) 市内に店舗を有する者
- (2) 売店等の取扱品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (3) 社会福祉施設又は社会福祉法人
- (4) その他実行委員会が適当と認めた者

11 出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者について、出店料の納入確認後、売店出店許可証（第5号様式）を交付するものとする。

12 保健所への手続

臨時営業許可を必要とする出店者は、出水保健所の収受印が押された許可申請書の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

13 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置く。
- (2) 売店監督員は、現地の巡回を行い、売店の管理運営について監督し、及び出店者に必要な指示を伝えるものとする。

14 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従業員の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させるものとする。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営に当たらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理、保管、販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従業員の指導に努めなければならない。

1 5 禁止事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸し、又は管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り及び呼び込み販売をすること。
- (4) 指定された場所以外で飲食物の調理、加工等を行うこと。
- (5) 許可された品目以外の商品を販売すること。
- (6) アルコール飲料及び危険物を販売すること。ただし、実行委員会が土産品と認めたものは、この限りでない。
- (7) 土産品の紹介としてアルコール飲料の試飲を行うこと。
- (8) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (9) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が認めた場合は、ブース内に出店者が消火器を設置することにより、使用することができる。
- (10) その他大会運営に支障があるような行為をすること。

1 6 遵守事項

出店者及びその従業員は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 売店出店許可証は、売店設置期間中、店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任の下に行い、発生したごみは、毎日各自で搬出及び処理し、常に環境美化に努めること。
- (3) 販売品は、関係法令等の定めるところにより、適正な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、ブース前にゴミ箱を設置すると

- もに、食品衛生関係法令等を遵守し、出水保健所の指導に従うこと。
- (6) 販売品等の搬入及び搬出に使用する車両は、原則として1台とし、当該車両に実行委員会が別途交付する通行許可証等を指定された位置に掲示すること。
 - (7) 販売品等の搬入、陳列及び搬出は、大会運営に支障を来さないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
 - (8) 従業員は、清潔な衣服及び実行委員会が別途交付するIDカードを着用すること。
 - (9) 接客に当たっては、おもてなしの心で親切・丁寧を心掛けること。
 - (10) 天候の悪化等の事情により、実行委員会がやむを得ず安全確保のため、売店の閉鎖等の指示を出したときは、その指示に従うこと。
 - (11) 食品に直接接触する作業に従事する者（配膳又は容器包装に入れられた食品を扱う作業にのみ従事する者を除く。）は、おおむね出店開始前1か月の間に検便を行い、その結果を実行委員会までに提出すること。この場合において、検便に係る費用は、出店者の負担とする。
 - (12) 売店設置期間中、開設時間を遵守し、継続して出店すること。
 - (13) その他関係法令等を遵守し、施設管理者、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

1.7 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難その他不可抗力による災害に対しても、実行委員会は、一切の責任を負わないものとする。

1.8 事故等発生時の対応

売店において、事件若しくは事故が発生したとき又は不審者若しくは不審物を発見したときは、売店責任者は、直ちに実施本部に報告するとともに、実施本部の指示に従うものとする。

1.9 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。この場合において、出店者は、実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の返還を請求することはできない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証の交付を受けた者が虚偽の申請又は不当な手段によ

- り許可を受けたことが判明したとき。
- (3) その他実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

2 0 原状回復

出店者は、売店設置期間終了後、速やかに出店に要した物品等を搬出し、原状回復をした後、売店監督員の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会が当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

2 1 損害賠償

出店者及びその従業員は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。

2 2 補填及び補償

- (1) 出店者は、当初予想の収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良（自然災害を含む。）等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店に要する経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

2 3 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

第 1 号様式

年 月 日

燃ゆる感動かごしま国体阿久根市実行委員会
会 長 西 平 良 将 様

申請者 住 所 _____
商号又は名称 _____
代表者氏名 _____ (印)
電 話 番 号 _____

売店出店申請書

燃ゆる感動かごしま国体において、実行委員会が運営する競技会場内で、売店を出店したいので、燃ゆる感動かごしま国体阿久根市売店設置運営要項 8 の規定に基づき申請します。

記

- 1 出店期間 _____ 年 月 日 ~ _____ 年 月 日
- 2 会場名 阿久根総合運動公園
- 3 希望ブース _____ ブース (1 ブース : 2 間 × 3 間テント)

4 添付書類

- (1) 売店出店概要書 (第 2 号様式)
(2) 売店従事者名簿等予定表 (第 3 号様式)
(3) 誓約書兼承諾書 (第 4 号様式)
(4) 営業に関する許可書等の写し (要項 6 (2) ア関係)
(5) 納税 (完納) 証明書 (要項 6 (2) ク関係)

申請者及び売店責任者の本人確認書類の写し (免許証等公的機関が発行したもの)

第2号様式

売店出店概要書

商号又は名称					
代表者氏名					
所在地	〒				
連絡先	【電話】		【FAX】		
出店担当者名 連絡先	【電話】				
業種					
主要取扱品目 (該当品目を○で囲んでください。)	国体関連グッズ・スポーツ用品・郷土物産品・飲食物・ 障がい者就労施設等製品 ・ 宅配便 ・ その他 ()				
出店実績					
営業開始年月日	年 月 日			従業員数	人
営業に関して取得した許可等の種類	種類			取得年月日	
	番号			年 月 日	
過去1年間法令違反等処分歴の有無	有	無	過去1年間食中毒発生事故歴の有無	有	無
販売品目価格等一覧表					
NO	商品名	予定数量	販売価格	調理・加工の有無及び調理	備考(承認番号)
1				有 ・ 無	
2				有 ・ 無	
3				有 ・ 無	
4				有 ・ 無	
5				有 ・ 無	

第3号様式

売店従事者名簿等予定表

(商号又は名称)

1 従事者名簿

従事日	売店責任者		販売員		販売員		販売員	
月 日	フリガナ	性別	フリガナ	性別	フリガナ	性別	フリガナ	性別
	フリガナ	性別	フリガナ	性別	フリガナ	性別	フリガナ	性別
月 日	フリガナ	性別	フリガナ	性別	フリガナ	性別	フリガナ	性別
	フリガナ	性別	フリガナ	性別	フリガナ	性別	フリガナ	性別
月 日	フリガナ	性別	フリガナ	性別	フリガナ	性別	フリガナ	性別
	フリガナ	性別	フリガナ	性別	フリガナ	性別	フリガナ	性別
月 日	フリガナ	性別	フリガナ	性別	フリガナ	性別	フリガナ	性別
	フリガナ	性別	フリガナ	性別	フリガナ	性別	フリガナ	性別
月 日	フリガナ	性別	フリガナ	性別	フリガナ	性別	フリガナ	性別
	フリガナ	性別	フリガナ	性別	フリガナ	性別	フリガナ	性別

(注) 従事日は、商品搬入日及び搬出日も含みます。

2 車両予定表

会場	車両の種類	車両ナンバー	駐車場の要否
			(要 ・ 否)

(注) 車両の種類は、「2 tトラック」、「軽トラック」などを記入してください。

3 設営用持込備品一覧表 (市実行委員会設営備品以外)

備品名	規格等	持込目的

燃ゆる感動かごしま国体阿久根市実行委員会
会長 西平良将 様

住 所： _____

商号又は名称： _____

代表者氏名： _____ 印

誓約書兼承諾書

燃ゆる感動かごしま国体における阿久根市競技会場への売店出店申請に当たり、次の項目について相違ない旨を誓約します。

また、誓約内容の確認のため、実行委員会が本承諾書をもって関係官庁に調査・照会することを承諾します。

- (1) 暴力団等ではありません。
- (2) 販売員として、暴力団等を使用し、又は雇用していません。
- (3) 出店品目の販売において、法令等に違反して、過去1年間処分を受けていません。

また、飲食物を販売する場合、過去1年間食中毒発生の事故歴がありません。

- (4) 租税に一切の滞納は、ありません。
- (5) 出店に際して、出店位置、出店時間その他の運営方法について、実行委員会に異議申立てをいたしません。
- (6) その他燃ゆる感動かごしま国体阿久根市売店設置運営要項に定める規定を遵守します。

様

燃ゆる感動かごしま国体阿久根市実行委員会
会 長 西 平 良 将

売 店 出 店 許 可 証

阿久根市で開催される燃ゆる感動かごしま国体の会場内における売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

許 可 番 号	
商号又は名称	
代表者氏名	
出店許可会場	
出店許可期間	
出店許可品目	
駐車許可台数	
遵 守 事 項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の出店に関しては、関係法令等及び燃ゆる感動かごしま国体阿久根市売店設置運営要項を遵守すること。

第 6 号様式

年 月 日

燃ゆる感動かごしま国体阿久根市実行委員会
会長 西平良将 様

住 所： _____

商号又は名称： _____

代表者氏名： _____ 印

売店出店料免除申請書

燃ゆる感動かごしま国体阿久根市実行委員会が設置運営する競技会場内の売店出店料について、燃ゆる感動かごしま国体阿久根市売店設置運営要項第 7（3）の規定に基づき申請します。

記

1 出店期間 _____ 年 月 日～ _____ 年 月 日

2 会場名 阿久根総合運動公園

3 免除理由（該当項目の左欄に○印を記入）

	国等による障害者就労接等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号）に規定する障害者就労施設等
	国又は地方公共団体
	実行委員会において特に必要と認めるもの。

年 月 日

様

燃ゆる感動かごしま国体阿久根市実行委員会
会長 西平良将

出店料免除決定通知書

年 月 日付けで申請のあった燃ゆる感動かごしま国体における阿久根市実行委員会が運営する競技会場内における出店料について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

- 1 出店期間 年 月 日～ 年 月 日
- 2 会場名 阿久根総合運動公園
- 3 免除理由